

別表（第2条関係）

補助事業名	感染症検査機関等設備整備補助事業				
補助事業の目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条4項の規定に基づき、政令市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関に、PCR検査にかかる設備整備費の補助を行い、検査可能検体数の拡大による検査体制の充実を図る。				
補助事業の対象となる者	政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市）及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関				
補助事業の対象となる経費	<p>新型コロナウイルス感染症のPCR検査等に必要な設備を整備するために必要な次の（1）～（4）に係る経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）</p> <p>（1）次世代シーケンサー （2）リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） （3）等温遺伝子増幅装置 （4）全自動化学発光酵素免疫測定装置</p>				
補助率	10/10				
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1）下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 （2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="496 1272 1350 1709"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症検査機関</td> <td> （1）次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （2）リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （3）等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （4）全自動化学発光酵素免疫測定装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事が認めた額</p>	1 区分	2 基準額	感染症検査機関	（1）次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （2）リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （3）等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （4）全自動化学発光酵素免疫測定装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数
1 区分	2 基準額				
感染症検査機関	（1）次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （2）リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （3）等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 （4）全自動化学発光酵素免疫測定装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数				
適用除外する条項	—				
その他の事項	令和4年4月1日以降に実施したものに限る。				

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書(別紙(1)) 2 所要額明細書(別紙(2)) 3 見積書の写し等
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) -
第11条	(添付書類) 1 精算書(別紙(3)) 2 実績額明細書(別紙(4)) 3 支出明細書(別紙(5))又は領収書の写し、機器設置後の写真等
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)による。